

理念:ともに認め合い、話し合い、支え合いながら 暮らすことができるまち 東村山

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(抜粋版)			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況	今後の方針・課題等	備考(その他)
健塚刊	例益 表	姑例益				
1 みんなで支え、参加する東村山の福祉	(1)介護予防に関する市民意識の向上	市民の介護予防に対する意識の向上		介護予防の普及を目的とした介護予防教室を開催した。 地域包括支援センターのPR、介護保険制度への理解促進を図るため、地域からの依頼に応じて地域に出向いての講座や相談会を開催した。 高齢者の地域ケアを推進するため、民生委員や関係機関等の参加・協力を得ながら、地域ケア会議担当地域部会を開催した。	地域包括支援センターの周知 地域における見守りネットワークの拡充 認知症サポーター養成講座の精力的な開催 地域支援事業実施要綱の改正に伴い、生活機能評価の実施方針の検討	【主要指標】 講演会の実施 平成19年度: 全圏域での実施 平成23年度: 全圏域での実施継続と地域との連携強化
	(2)生きがい対策の推進	自主グループ活動の普及・支援		「健康長寿のまちづくり推進室」にて市内高齢者自主グループ等への相談・支援、多目的講座室の貸し出し、談話コーナーの提供等を行っている。 自主グループ活動への高齢介護課の支援として、市報・ポスター掲示等による活動周知依頼への対応や活動に対する市の後援、活動への参加等を行った。	グループ活動の自主性を尊重しつつ、側面支援を継続していく。	【主要指標】 多目的講座室活動件数 平成19年度: 184件 平成23年度: 更なる拡大
	社会参加・交流及び生涯学習の促進	【いきいきサロン・憩いの家の充実】	萩山憩いの家において、高齢者の介護予防及び閉じこもり防止を目的としたいきいきサロンを実施した。	曜日や時期によって利用状況にはばらつきがあり、さらなる介護予防意識の啓発が必要である。利用状況の実態及び利用ニーズを踏まえ、他の憩いの家でのサロン展開について再検討していく。	【主要指標】 いきいきサロンの充実 (いきいきサロン利用者数) 平成19年度: 1か所(1,024人) 平成23年度: 全憩いの家で展開 (利用者数の拡大)	
		【老人クラブ活動の支援の充実】	東村山市老人クラブ連合会において、健康づくり・介護予防活動の一環として、「骨密度測定事業」、「転倒予防体操」、「ゲートボール大会」の3事業を主として実施した。	平成23年度は、「骨密度測定事業」に替えて参加型の「心の健康」研修を新規で実施することとし、心身の健康を図っていく。		
		【長寿をともに祝う会のあり方の検討】	「長寿を共に祝う会」は、13町ごとにそれぞれの福祉協力員会の企画・運営を行い開催してきた。近年、高齢者の増加や長寿に対する意識の変化、また実施主体である福祉協力員の高齢化等の課題が発生しており、それらを踏まえ、開催方法・内容についての検討を重ねてきた。	「長寿を共に祝う会」は単なる敬老事業というだけでなく、地域福祉活動の一環としての位置づけもあるため、現在共催者である市と社会福祉協議会で今後の開催について、地域の意向を踏まえながら、検証及び方向性の検討を今後も継続していく。		
		【ボランティアセンターの充実】	具体的な進捗に至らず。	ボランティアセンターとの連携方法を検討していく。		
		【シルバー人材センターの充実】	「共働・共助」「自主・自立」の理念を実現し、高齢者へさらに多くの就業機会を提供するため、様々な課題に取り組んでいる。 特に、高齢者に適した就業機会の提供と開拓、会員の増強、高齢者の健康維持と安全就業の確保、広報・ボランティア等PR活動の充実等を重点課題とし、会員のニーズに対応した就業機会を提供するとともに、今後加入してくる団塊世代に対しても新たな就業開拓を図っていく。 また、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とし、地域に貢献するためボランティア就業等の活動をさらに活発に行っていく。	公益社団法人として組織体制の整備・強化を図り、公益法人の社会的使命として、より公益性に焦点を絞った事業展開を行っていく必要がある。今後は会員にとって、また地域にとってもより魅力あるシルバー人材センターとなるよう事業の推進を支援していく。	【主要指標】 シルバー人材センター会員数 平成19年度:1,400件 平成23年度:更なる拡大 正会員数(受託件数) 平成19年度末:1,400名 平成22年度末:1,533名 (7,124件)	
	【教育部及び子ども家庭部との連携強化】	高齢者と園児及びその家族等による世代間交流を目的の一つとした、高齢者福祉施設「ほんちようケアセンター」と保育施設「ほんちよう保育園」との複合施設(市整備費補助事業による施設)が平成23年4月1日に開設した。	教育部との具体的な連携の方向性を検討していく。			

理念:ともに認め合い、話し合い、支え合いながら 暮らすことができるまち 東村山

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(抜粋版)			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況	今後の方針・課題等	備考(その他)
健塚刊	例益 表	姑例益				
	(3)地域に暮らし続けるための環境整備	バリアフリー化の推進	[道路]	(所管:道路管理課) 市総合計画における基本目標に基づき、市道拡幅工事等を行う際には、優先順位をつけて歩道の設置や段差の改善、歩道と車道の分離等を進めている。	取り組みの継続。	
			[公共交通機関]	(所管:用地・事業課/道路管理課及び交通課) 市総合計画における基本目標に基づき、事業を継続していく。	取り組みの継続。	
			[公共・民間建物]	(所管:地域福祉推進課) 健康福祉部では建物の建築には直接関与しないが、窓口で福祉施設の建設相談を受けた際には、地域福祉推進課に相談のうえ連携を図っている。	取り組みの継続。	
		移送サービスの充実	[ハンディキャップ事業の充実]	身体障害により、自力での外出が困難な在宅の車椅子利用者の自立支援と社会参加を図るため、社協の会員向け事業として実施している。平日のみ車両3台で通院の送迎を中心に運行しており、利用者にとって必要不可欠なサービスとなっている。	利用希望時間帯が日中に集中し、利用希望者のニーズに添えない場合がある。また、休祭日の運行は行っていないが、一部で休祭日の運行を求める声もある。	
			[コミュニティバス(グリーンバス)の拡充]	(所管:交通課) 平成22年度の「公共交通を考える会」における審議を経て、平成23年度に地域の合意形成を図る場として「地域公共交通会議」が平成23年7月1日より発足した。当該会議において、新規路線、既存路線の見直し、料金体系の見直し等の検討を進めていくことになる。	「地域公共交通会議」にて今後のあり方を検討する。その中で、駅までの距離や土地の高低差等による交通不便地域の解消に向け、必要な審議を行っていく。	
[福祉有償運送事業の充実]	市内の登録3事業者に係る更新登録申請及び事業内容の変更登録申請等において、事前に多摩地域福祉有償運送運営協議会に諮る際の支援を行った。(うち、1事業者は、平成22年度末をもって事業廃止)	登録事業者が福祉有償運送を利用する会員の利用妥当性を判断する際に、会員の態様の確認等を徹底するよう、あらためて指導を行っていく。 登録事業者が福祉有償運送を利用する会員のほとんどの方が障害者(身体・知的・精神)である当市の現状から、障害支援課との連携(又は担当する所管の再検討)が必要である。				

理念:ともに認め合い、話し合い、支え合いながら 暮らすことができるまち 東村山

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(抜粋版)			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況	今後の方針・課題等	備考(その他)
健塚刊	例益 表	姑例益				
	(4)権利擁護支援体制の充実	認知症高齢者等の権利擁護の充実	<p>認知症高齢者等が地域で安心して暮らし続けるために、地域包括支援センターを中心とした相談体制を充実させ、増加傾向にある高齢者虐待や振り込め詐欺等の消費生活相談等、権利擁護に関する相談にきめ細かく対応します。また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進を図りながら、支援を行います。</p> <p>緊急性の高いケースについては、地域包括支援センターと市だけでなく、成年後見推進機関をはじめ、警察や保健所等との迅速な連携を図ります。</p> <p>地域包括支援センターと市で高齢者虐待対応マニュアルを作成し、各関係機関との連携・役割分担等の体制づくりを進めます。</p> <p>地域ケア会議等を活用して、関係機関や地域との連携を強化します。</p> <p>市民、地域に向けて、高齢者虐待防止のための啓発を行います。</p> <p>認知症サポーター養成講座を地域包括支援センター毎に企画・実施します。</p>	<p>地域包括支援センターと市で「高齢者虐待防止マニュアル」を作成、平成21年3月に第一版を発行した。</p> <p>事業者連絡会(居宅介護支援事業者・訪問介護事業者・通所サービス事業者)や老人相談員(民生委員)との地域ケア会議担当地域部会等において、「高齢者虐待防止マニュアル」を配布し、研修を行っている。平成21年度以降</p> <p>毎月の地域包括支援センター研究協議会において、虐待の相談があったケースについて報告・検討し、マニュアルの検証を行っている。</p>	<p>高齢者虐待については、個別ケースへの対応経験の積み重ねから、地域包括支援センターと市、その他関係機関との連携もスムーズになってきた。しかし、判断に迷うケースも多い。地域包括支援センター研究協議会等において行われている「高齢者虐待防止マニュアル」の検証等を通じて、より高いレベルでの対応力の向上を図っていく。</p>	<p>【主要指標】 地域包括支援センターにおける権利擁護に関する相談数 平成19年度: 321件</p> <p>平成23年度: 相談の充実及び成年後見推進機関等の関係機関との連携強化</p> <p>地域包括支援センターにおける権利擁護に関する相談数 (うち、高齢者虐待に関する相談数) 平成19年度: 321件(81件) 平成20年度: 556件(138件) 平成21年度: 782件(304件) 平成22年度: 601件(172件)</p>
				地域からの依頼に応じて地域に出向いて実施した。	各圏域の地域包括支援センターにおいて認知症サポーター養成講座を継続して精力的に開催する。	

理念:ともに認め合い、話し合い、支え合いながら 暮らすことができるまち 東村山

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(抜粋版)			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況	今後の方針・課題等	備考(その他)
健康増進	例益 表	姑例益				
2 市民の声を聴き、ともに考える	(1)総合相談の充実	相談機能の強化	<p>地域の身近な相談窓口として、日常生活圏域毎に設置された地域包括支援センターにおいて、迅速できめ細かい相談対応が出来るよう体制強化を図ります。また、来所による相談が困難な高齢者等について訪問相談活動を行います。</p> <p>保健福祉関係者や地域の保健福祉サービス機関、医療機関等と地域包括支援センターが連携して、保健福祉サービスの相談・調整を総合的に実施できるように相談機能の強化を図ります。</p> <p>平成19年3月に導入した地域包括支援センターネットワークシステムを活用し、各地域包括支援センターと高齢介護課との連携強化を図るとともに、相談業務の効率化を推進します。</p> <p>人員体制を含めた地域包括支援センターの運営体制を強化します。</p> <p>増加する重度の認知症高齢者等の支援困難なケースへの対応のため、地域ケア会議等の活用や、各所管課・関係機関との連携強化を図ります。</p>	<p>平成22年度にあった地域包括支援センターへの新規相談(実人数)は1,705名、継続して相談を受けている件数は延べ24,740件であった。相談件数は開設当初と比較すると確実に増加している。</p>	<p>重度の認知症高齢者等の支援困難なケースが増加してきており、1件のケース対応が長時間化している。</p>	<p>【主要指標】 地域包括支援センターにおける年間相談数 平成19年度: 19,570件</p> <p>平成23年度: 人員体制の充実と連携強化</p> <p>地域包括支援センターにおける年間相談数 平成18年度:20,559件 平成19年度:19,570件 平成20年度:25,060件 平成21年度:23,210件 平成22年度:24,740件</p> <p>地域包括支援センターにおける新規相談実人数 平成18年度:1,970名 平成19年度:2,112名 平成20年度:1,480名 平成21年度:1,551名 平成22年度:1,705名</p>
		地域との連携強化	<p>地域包括支援センターと老人相談員等の保健福祉関係者や地域の保健福祉サービス機関・医療機関等との連携強化</p> <p>日常生活圏域毎に地域ケア会議</p>	<p>地域包括支援センターのPR、介護保険制度への理解促進を図るため、地域からの依頼に応じて地域に出向いての講座や相談会を開催した。</p> <p>主として、地域包括支援センター運営協議会において地域ケアに係る地域包括支援センター運営事業の進捗状況の報告及び意見交換等を行うことにより進捗を管理している。</p>	<p>地域包括支援センターの周知 地域における見守りネットワークの拡充 認知症サポーター養成講座の精力的な開催</p> <p>今後も地域包括支援センター運営協議会等を通じた進捗管理を継続していく。</p>	
			<p>老人相談員による一人暮らし高齢者と高齢者世帯の調査(緊急連絡先名簿の作成)を継続します。また、老人相談員、地域包括支援センター及び市で情報を共有し、相談活動に活かします。</p>	<p>一人暮らし高齢者は70歳以上、高齢者世帯は75歳以上を対象。 老人相談員(民生委員)欠員地区における名簿作成については、市と地域包括支援センターとで連携して訪問等を実施している。</p>	<p>増加し続ける名簿登録対象者への対応と老人相談員の業務負担への配慮を検討する。</p>	

理念:ともに認め合い、話し合い、支え合いながら 暮らすことができるまち 東村山

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(抜粋版)			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況	今後の方針・課題等	備考(その他)
健康増進	例益 表	姑例益				
	(2)情報提供体制の充実	総合相談窓口の充実	来庁した市民が必要な相談支援が受けられるように、総合相談窓口のあり方の検討を継続し、窓口の充実に努めます。 健康福祉部関係各課及び地域包括支援センターとの連携強化を図ります。	週5日再任用職員による総合相談窓口を設置している。総合相談窓口から高齢介護課へ、さらには必要に応じて地域包括支援センターへと相談をつなげていくことで、窓口での市民対応の充実に努めている。	相談を受けた地域包括支援センターが効果的かつ効率的に活動していただくため、市で相談を受けた際の地域包括支援センターへの連絡・引き継ぎを密に行っていく。また、連絡を行う際には、地域包括支援センターで対応すべき案件であるのか否かを適切に判断する必要がある。	
		情報提供体制の充実	必要な方に必要な情報の提供ができるように、市報や高齢介護課のホームページ、65歳年齢到達時の通知等の様々なツールを通じて、介護予防を中心に保健福祉サービスについての情報提供の充実に努めます。 高齢者に施策への理解を深めていただけるよう、既存の広報誌(市報)の発行とともに、その内容を補足する保存版の広報誌(年1回程度発行)の発行を検討します。	平成22年度から「東村山市健康ガイド」保存版(4月1日号市報と一緒に全戸配布)に介護予防教室についての掲載を行った。 地域包括支援センター広報誌「夢のとびら」の発行。 「東村山市市民のしおり(2009-2010年度版)」の改定に伴い、一般高齢者施策及び地域包括支援センターの連絡先等の掲載を行った。また、広報広聴課との連携により、市内介護保険事業者に対し、事業広告の掲載依頼を行い、事業所の周知等を行った。 印刷会社の無償協力により、当市の介護保険事業及び一般高齢者施策等を網羅したガイドブック「やさしい介護と予防」(平成23年度版)を作成し、市役所及び関係機関窓口において配布した。	既存の周知方法を可能な限り継続しつつ、ホームページでのわかりやすい周知にも努めていく。	
			老人保健法が平成19年度をもって廃止されたことに伴い、健康手帳の内容を含んだ、介護予防手帳(仮称)の作成を目指します。	検討のみ。	検討を継続していく。	【主要指標】 介護予防手帳(仮称)の作成 平成19年度: - 平成23年度:平成22年度に発行し、継続
3 ひと・もの・しくみの活用と整備	(1)高齢者の見守りと自立支援のネットワークの構築	地域包括支援センターの充実	高齢者が地域で自立して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心とした高齢者の見守りと自立支援のネットワークを構築します。 地域包括支援センター毎に地域ケア会議を行い、保健福祉関係者や地域の保健福祉サービス機関・医療機関・消防や警察等との連携強化を図ります。 人員体制を含めた地域包括支援センターの運営体制を強化します。	保健師(または経験のある看護師)・社会福祉士・主任介護支援専門員に加えて、平成21年度から各地域包括支援センターに介護予防支援担当者(介護支援専門員)を配置し、4名体制とした。 これまで地域包括支援センターの相談員が介護予防ケアプラン作成に追われてきた実態があったが、介護予防支援担当者の配置により、従前に比べ地域包括支援センターの相談員が本来業務(特に地域のネットワークづくり)に時間をかけることが可能となった。	今後は地域おける見守りネットワークのさらなる拡充のために、人員体制の強化を含めた運営体制の支援を継続して検討していく。	【主要指標】 地域ケア会議の開催 平成19年度: 地域包括支援センター毎に開催 平成23年度: 開催の推進

理念:ともに認め合い、話し合い、支え合いながら 暮らすことができるまち 東村山

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(抜粋版)			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況	今後の方針・課題等	備考(その他)
健塚刊	例益 表	姑例益				
		老人相談員事業の充実	一人暮らし高齢者と高齢者世帯調査(緊急連絡先名簿の作成)を継続し、ネットワークの構築及び相談活動に活かしていきます。また、地域包括支援センターと連携して、要援護高齢者の早期発見と早期対応に努めます。	高齢者数の増加等を踏まえ、一人暮らし高齢者と高齢者世帯の緊急連絡先名簿の登録対象年齢を平成24年度からは一人暮らし高齢者は70歳以上、高齢者世帯は75歳以上を対象とした。 一人暮らし高齢者等の名簿を活用し、平成22年度より「救急医療情報キット」を一人暮らし高齢者のうち、名簿登録対象者に対して老人相談員が配布を行った。 平成23年度は夏の節電対策に伴い、高齢者を熱中症から守る緊急対策事業(都補助事業)として、名簿登録対象者である一人暮らし高齢者及び高齢者世帯の方に「熱中症対策冷感スカーフ」を配布予定。	「救急医療情報キット」については、将来的には高齢者世帯にも配布する事を検討していく。 増加し続ける名簿登録対象者への対応と老人相談員の業務負担への配慮を検討する。	【主要指標】 老人相談員年間延べ相談数(年間延べ活動日数) 平成19年度: 43,421件 (11,491日) 平成23年度: 相談の充実及び地域との連携強化
			虚弱や閉じこもり等の介護予防の必要な高齢者の早期発見のために、老人相談員への介護予防の知識の普及啓発を図ります。 地域ケア会議等を活用して、地域包括支援センターや地域との連携強化を図ります。	高齢者の地域ケアを推進するため、民生委員や関係機関等の参加・協力を得ながら、地域ケア会議担当地域部会を開催した。	今後も研修や地域ケア会議等を継続し、連携強化を図っていく。	
		ボランティアやNPO活動への支援	介護予防や高齢者の生活支援に関連するボランティアや社会的活動をしているNPO等の活動やボランティアセンター(社会福祉協議会設置)への支援を推進します。 今後の高齢者人口の増加を踏まえ、高齢者層の人材を活用し、高齢者自身がお互いに支援を行えるようしくみづくりを検討します。	以前から地域包括支援センターと老人相談員(民生委員)との連携を軸に、福祉協力員、保健推進員、老人クラブ、自治会、地域のボランティア団体等との関係作りを進めてきている。その中で一つの取り組みとして諏訪町地区において地域のボランティアによる高齢者あんしん見守りネットワーク「諏訪町ゆっと」が平成22年4月に立ち上げとなり、活動を展開中。	一人暮らし高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域において自主自立の見守り活動を行う団体への立ち上げ支援として補助金助成を行う「高齢者見守り事業(高齢者見守り団体等補助事業)」を平成23年度以降実施していく。 高齢者見守り団体等への補助金助成事業を展開しつつ、高齢者の見守りに関する今後の展開についての検討を別途進める。	
		社会福祉協議会との連携強化	各種事業を実施する中で、今後も一層の連携強化に努め、高齢者の介護予防・自立支援を行う様々なネットワークを構築します。 新しいニーズや制度に即した社会福祉協議会との連携のあり方を検討します。 一人暮らし・高齢者世帯の増加や日中独居者の増加等、高齢者を取り巻く家族形態の変化に対応するため、高齢者の見守りや自立支援がより必要とされています。市民のニーズに柔軟に対応できるよう、適切な役割分担に基づいた連携を	社会福祉協議会が運営する中部地域包括支援センター(地域型及び基幹型)を中心に、まちづくり支援係との連携を行うことで、地域包括支援ネットワークの構築を図っている。	「第4次東村山市行財政改革大綱(平成23年度～32年度)」に基づき、市の補助金交付団体である社会福祉協議会における、事業内容の自主的な見直しや自主財源確保等の経営改革を支援していく。また、補助金事業、委託事業の適正規模を協議し検証していく。 福祉部門のプロパーとして、専門分野を中心とした連携を継続・強化していく。	

理念:ともに認め合い、話し合い、支え合いながら 暮らすことができるまち 東村山

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(抜粋版)			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況	今後の方針・課題等	備考(その他)
健塚刊	例益 表	姑例益				
(2)地域に暮らし続けるための住居等の充実	地域密着型サービスの充実	高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で暮らし続けるため、日常生活圏域毎に高齢者の状況や地域の特性を考慮しながら、地域密着型サービスの提供拠点を整備します。	第4期介護保険事業計画における整備目標に基づき、第3期計画における未整備の圏域に対して、サービス事業所の整備を行った。	第4期介護保険事業計画における整備目標の達成に向けて、平成23年7月現在サービス提供予定事業者の審査を実施中。地域密着型サービス運営協議会における諮問及び答申に基づき、平成23年8月末までを目途にサービス提供予定事業者の決定を行う。決定された場合、平成24年度中の事業所開設を予定している。	【主要指標】 認知症対応型共同生活介護事業所数 平成19年度:3か所 平成23年度:5か所 小規模多機能型居宅介護事業所数 平成19年度:1か所 平成23年度:3か所	
		第4期介護保険事業計画における重要事業の一つであることから、整備にあたっては事業の実施状況、効果等を踏まえた検証を行う必要があります。	国及び東京都の補助金の活用による事業所整備の支援を行った。 公募対象者の要件緩和を行い、参入誘導を図った。	地域偏在とならないよう未整備圏域への整備を推進してきたが、来年度以降は残る未整備圏域が限定され、かつ過去の公募経験から事業者の参入が困難であることが想定されることから、今後は市内全域を視野に入れた整備を検討していく必要がある。		
		地域密着型サービス運営協議会を開催し、質の確保、運営の評価等を行い、適正なサービスの提供が図られるように努めます。	サービス提供予定事業者の選考にあたっては、地域密着型サービス運営協議会において選考審査方法等に関する説明・検討を行った	来年度以降も、市の第4次総合計画の方針と介護保険事業計画との整合を図りつつ、整備目標達成に向けた整備に努める。		
養護老人ホーム・軽費老人ホームとの連携強化	介護保険住所地特例が適用されたことにより入所者の介護保険サービスの利用が可能となったため、ホームと市ケースワーカーがより密に連携をとり、入所者の処遇等の充実を図ります。	入所者の処遇等の充実を図るため、ホーム担当者との連携のもと、適正なケースワーク業務を行った。 東京都が計画している東京都東村山老人ホームの民間委譲により新設される養護老人ホームの運営事業者の決定に際し、地元自治体として選定委員会への出席(健康福祉部長)及び住民説明会への出席、東京都及び運営事業者との連絡調整等の対応	支援困難ケースが増加する中、今後も継続して適正なケースワーク業務に努めていく。 「(仮称)さくらコート青葉町」については、平成24年度の開設が見込まれており、今後運営事業者との話し合い等により具体的にどのような連携が図れるのか検討していく必要がある。			
		所有者との借上げ契約期間が満了する平成25年度までに、市の借上げによる高齢者住宅のあり方について、今後の具体的な方針を決定します。	【ピア美住】 平成23年度より管理人による24時間管理体制を変更し、24時間機械警備システムを導入した。(日中は管理人が常駐。) 所有者との借上げ契約期間が満了する平成25年8月31日に向けて入居者への説明、期間満了後の入居についての相談を行っている。	【ピア美住】 「第4次東村山市行財政改革大綱(平成23年度～32年度)」に基づき、平成25年の契約期間満了時に廃止する。これに向け、入居者の転居等の支援を行っていく。 【都営内シルバーピア】 入居者の高齢化に伴い、管理業務にとどまらない生活相談等の必要性が高まる中、現在のワーデンと呼ばれる常住型管理人による管理から、生活相談の機能を有したLSA(ライフサポートアドバイザー)への転		
(3)介護人材確保のためのしくみづくり	介護人材の育成	市内事業所で継続して働いていただける介護人材の養成や、未就業の有資格者に対する再研修等の支援を検討します。	保健・福祉・医療関係者の連携促進と資質向上を目的として開催する地域ケア会議において、平成22年度は市内居宅介護支援専門員の面接技術の向上を目的としたケース・スタディを実施した。	未就業の有資格者の育成等、当市の介護保険事業と直接の関わりのない方への具体的な人材育成支援にまで至らなかった。		

理念:ともに認め合い、話し合い、支え合いながら 暮らすことができるまち 東村山

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(抜粋版)			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況	今後の方針・課題等	備考(その他)
健塚刊	例益 表	姑例益				
4 日常生活の中での福祉の充実	(1)健康づくり・介護予防の推進	健康づくりの推進	<p>高齢者を介護している家族の健康管理についても、家族介護者教室や家族交流会等を通じた支援を推進します。</p>	<p>中部地域包括支援センター(基幹型)において、高齢者を介護する家族等に対し、介護知識の習得、情報の提供、家族相互の交流や情報交換等を目的とした家族介護者教室を開催した。また、家族介護者教室から生まれた介護者の集い(通称「らくらく」)の活動を支援した。</p>	<p>高齢者を介護する家族の福祉の増進のため、「らくらく」の充実を目指し、ボランティアセンターとの協働によりボランティアの確保を図る。 平成23年7月「家族介護者サポーター養成講座」(全4回)を実施し、家族介護者を応援してくれるサポーターの養成を図る。</p>	
		介護予防事業の推進	<p>これまで子どもから高齢者までの健康づくりの柱であった生活習慣病予防に加え、介護予防の知識を普及啓発し、高齢者自ら健康づくり(介護予防を含む)に取り組めるように支援を行います。 高齢者の見守りと自立支援のネットワークの活用等により、地域ぐるみで健康づくりに取り組めるように支援を行います。 地域包括支援センターが実施している介護予防講演会や地域からの依頼による介護予防教室や相談、自主グループの支援等を継続します。 健康づくりに関わる関係所管が有機的連携のもとに、介護予防事業の推進を図ります。 団塊の世代等の体力づくり・健康づくりも含め、今後も継続的に介護予防の普及</p>	<p>地域包括支援センターのPR、介護保険制度への理解促進を図るため、地域からの依頼に応じて地域に出向いての講座や相談会を開催した。 高齢者の地域ケアを推進するため、民生委員や関係機関等の参加・協力を得ながら、地域ケア会議担当地域部会を開催した。 介護予防の普及を目的とした介護予防教室を開催した</p>	<p>地域包括支援センターの周知 地域における見守りネットワークの拡充 認知症サポーター養成講座の精力的な開催</p>	
			<p>【介護予防普及啓発事業】 介護予防に関する基本的な知識を一般高齢者や老人相談員等の高齢者福祉関係者に普及啓発するために、介護予防講演会やパンフレットの作成・配布を実施します。 介護予防手帳(仮称)の作成も検討します。</p>	<p>平成22年度: 介護予防教室を地域にあわせた内容で地域包括支援センターが企画し、市と一緒に実施。また、市民健康のつどいにおいても地域包括支援センターと市が共同で、運動機能向上の講演会を実施。それ以外に、民生委員(老人相談員)、福祉協力員、保健推進員、自治会、老人クラブ、高齢者の自主グループ等からの依頼に応じ、地域包括支援センター職員または高齢介護課保健師が出張講座を開催。 口腔機能向上プログラムと栄養改善プログラム等の単独プログラムを一般高齢者向けに実施。</p>	<p>地域支援事業実施要綱の改正に伴い、事業名称の変更(介護予防一般高齢者施策事業 一次予防事業) 介護予防の普及啓発のため、事業を継続しさらに充実させていく。</p>	
	<p>【介護予防普及啓発事業】 介護予防に関する基本的な知識を一般高齢者や老人相談員等の高齢者福祉関係者に普及啓発するために、介護予防講演会やパンフレットの作成・配布を実施します。 介護予防手帳(仮称)の作成も検討します。</p>	<p>平成22年度: 介護予防教室を地域にあわせた内容で地域包括支援センターが企画し、市と一緒に実施。また、市民健康のつどいにおいても地域包括支援センターと市が共同で、運動機能向上の講演会を実施。それ以外に、自主グループ等からの依頼に応じ、地域包括支援センター職員または高齢介護課保健師が出張講座を開催。 口腔機能向上プログラムと栄養改善プログラム等の単独プログラムを一般高齢者向けに実施。</p>	<p>地域支援事業実施要綱の改正に伴い、事業名称の変更(介護予防一般高齢者施策事業 一次予防事業) 介護予防の普及啓発のため、事業を継続しさらに充実させていく。</p>			

理念:ともに認め合い、話し合い、支え合いながら 暮らすことができるまち 東村山

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(抜粋版)			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況	今後の方針・課題等	備考(その他)
健塚刊	例益 表	姑例益				
			<p>【特定高齢者把握事業】</p>	<p>65歳以上の高齢者に生活機能評価を行い、早期に介護予防が必要な特定高齢者を把握し、地域包括支援センターを中心に介護予防ケアプランを作成して、特定高齢者介護予防事業につなげる等、生活機能の維持・向上を図るために必要な支援を実施。</p>	<p>地域支援事業実施要綱の改正に伴い、事業名称(特定高齢者実態把握事業 二次予防事業対象者実態把握事業)が変更となった。 また、当該要綱の改正及び平成24年度から第5期介護保険事業計画の計画期間を迎えるにあたり、平成23年度中に事業実施方法の見直しを行うか否かを検討していく予定。</p>	
			<p>【通所型介護予防事業】 運動機能向上事業、栄養改善事業及び口腔機能向上事業を中心に、関係所管との連携のもとに実施します。</p>	<p>平成22年度: 要介護状態となるおそれのある高齢者に対し、生活機能の維持又は向上を図るために必要な支援を実施。 要介護状態となるおそれのある高齢者に対し、生活機能の維持又は向上を図るために必要な支援を実施。</p>	<p>既存事業を継続し充実させていく。</p>	
			<p>【訪問型介護予防事業】 虚弱者や通所型介護予防事業に参加できない、うつや閉じこもり等の方を対象として実施します。</p>	<p>平成22年度: 閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある特定高齢者に対し、看護婦等が居宅を訪問し、生活機能の維持または向上をはかるため必要な支援を実施していくことを予定していたが、事業実績はなかった。</p>	<p>既存事業を継続し充実させていく。</p>	
		地域包括支援センター事業の展開	<p>【介護予防マネジメント事業】 予防給付と介護予防事業の介護予防ケアプラン作成(アセスメント、プランの作成、モニタリング、評価、すべてを含む)を地域包括支援センターで一体的に実施します。</p>	<p>要介護認定を受け、サービス利用を希望した方に対して介護予防ケアマネジメントを実施した、利用者・事業所の了解が得られた場合は、居宅介護支援事業所へ委託を行い対応した。</p>	<p>介護予防ケアプラン作成件数が年々増加傾向にあり、地域包括支援センターにおける他業務(本来業務)との兼ね合いから、可能な限り居宅介護支援事業所への委託によるケアプラン作成対応を進めていくことが求められる。</p>	<p>ケアプラン作成件数(うち、委託件数及び割合) 平成20年度:7,303件(2,646件 36.2%) 平成21年度:7,698件(2,574件 33.4%) 平成22年度:8,509件(3,156件 37.1%)</p>
			<p>【総合相談・支援事業/地域ケア支援事業/高齢者虐待防止・権利擁護事業】 地域における様々な関係者とのネットワークの構築、ネットワークを通じた、高齢者の心身状況や家庭環境についての実態把握、サービスに関する情報提供等や、継続的・専門的な相談支援、特に被虐待高齢者や認知症高齢者等の権利擁護の観点から対応の必要な方への支援等を実施</p>			<p>重複するため、本シート各所の記載を参照</p>
			<p>【任意事業】 介護給付適正化事業や家族介護支援事業の充実を図ります。</p>	<p>介護給付費通知事業 :年2回実施 家族介護者支援事業 :家族介護者教室・家族介護者のつどい(5くらっく) 生活支援短期入所事業 :高齢者の緊急一時保護</p>	<p>現状の取り組みを継続しつつ、内容の充実を検討していく。 家族介護者支援事業については、平成23年度から家族介護者を支援するサポーターを養成(「家族介護者サポーター養成講座」を実施)し、受講修了者に事業に参加していただくことで事業の拡充を図っていく。</p>	
			<p>【地域包括支援センター運営協議会の開催】 地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括支援センターの中立・公正な運営を図ります。</p>	<p>市内の各地域包括支援センター職員も参加のうえ、年間2回～3回程度開催し、地域包括支援センターの事業状況報告や重点目標の確認等の進捗管理を行った。</p>	<p>定期的な協議会開催を継続していく。また、協議会における課題の一つとして、高齢者虐待等に係る具体的な困難事例を取り上げ、検討していくことを予定。</p>	

理念:ともに認め合い、話し合い、支え合いながら 暮らすことができるまち 東村山

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(抜粋版)			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況	今後の方針・課題等	備考(その他)
健康増進	例益 表	姑例益				
		予防給付の推進	高齢者が介護の必要な状態にならないように、かつ要介護状態の重度化を防ぐため、予防給付と介護給付について、適正なサービスの提供とサービスの質の向上が図られるように、地域包括支援センターの協力を得て、市が事業者に指導・支援を行います。	介護予防の普及を目的とした介護予防教室を開催した。 地域包括支援センターのPR、介護保険制度への理解促進を図るため、地域からの依頼に応じて地域に出向いての講座や相談会を開催した。 高齢者の地域ケアを推進するため、民生委員や関係機関等の参加・協力を得ながら、地域ケア会議担当地域部会を開催した。 保健師(または経験のある看護師)・社会福祉士・主任介護支援専門員に加えて、平成21年度から各地域包括支援センターに介護予防支援担当者(介護支援専門員)を配置し、4名体制とした。	地域包括支援センターの周知 地域における見守りネットワークの拡充 認知症サポーター養成講座の精力的な開催	
			事業者連絡会において情報交換を行い、介護予防(予防給付を含む)に関する研修を適宜実施します。	介護保険事業者連絡会において、介護予防に特化した形の研修ではないが、地域との連携を意識し、地域包括ケア体制を確立していくために必要となってくる介護知識等の習得のため、研修会を実施している。	各事業者連絡会において適宜必要な研修内容を吟味し、実効的な研修会を開催していく。	
(2)生活支援サービスの充実		生活支援ホームヘルプサービス事業の充実	高齢者が地域の中で安心して自立した生活を送れるようにすることを目標に、予防給付のホームヘルプサービスとの整合性を保ちながら、サービス提供の充実を図ります。	平成20年度に事業の見直しを行い、よりいっそう自立した生活を営むことができるよう適正な事業内容(介護予防訪問介護の給付及び費用負担との整合を図るため、介護保険制度に準じた内容)とした。	今後も介護予防訪問介護の給付及び費用負担との整合を図りつつ、事業を継続する。	利用実績(延べ利用回数) 平成20年度:311回 平成21年度:68回 平成22年度:57回
		配食サービス事業の充実	介護予防ケアプランに基づく配食サービスを継続します。 民間配食サービスと、どのように役割分担を図っていくか、検討を行います。 地域のボランティアの活用等、今後のあり方についての検討を行います。	利用者数は横ばい状態である。 配食時の安否確認により、緊急対応につながるケースも月に数回程度あり、中重度要介護者で在宅生活を送っている方にとって配食サービスは見守りと食事の提供について大きな役割を担っている。	食の自立支援及び介護予防の観点から、地域包括支援センターの作成する介護予防ケアプランに基づく配食サービスを継続する。 見守り事業の一環として、配食事業者と地域包括支援センターとの連携を強化していく。また、事業者への指導・研修等を実施していく。	【主要指標】 配食サービス事業 利用実績 平成19年度:39,814食 平成20年度:39,307食 平成21年度:39,986食 平成22年度:39,638食
		緊急通報システムの整備・充実	利用者の生活実態に即した制度となるよう、民間の緊急通報システムの導入を進めます。	平成21年度より消防方式から民間の緊急通報システムへの移行を開始した。平成23年度までの3年間をかけてすべてのシステムを消防方式から民間方式へと移行させる予定。 民間の緊急通報システムを導入したことにより、今まで協力員が確保できなかった方でも設置可能となり、かつ同じ予算規模でより多くの方への緊急通報システムの設置が可能となった。	既存利用者について、消防方式から民間方式の緊急通報システムへの全移行を予定。(平成23年度末まで) 設置待機者の解消に向けて、民間緊急通報システムの新規設置を進めていく。 設置待機者が解消した後は、緊急でシステム設置が必要なケースに対しても柔軟な対応が可能となる。	【主要指標】 緊急通報システム設置数 平成19年度:83件 23年度:120件 緊急通報システム設置数 平成19年度末:83件 平成22年度末:81件 ・設置待機者数 平成19年度末:43件 平成22年度末:14件
		生活支援短期入所事業の継続	高齢者虐待等の緊急対応時のために、市内の介護老人福祉施設の協力を得て、今後も事業を継続します。	緊急に保護を必要とする高齢者を一時的に施設に入所させることにより、高齢者の生活の安定に寄与することを目的に実施した。主に介護保険の要介護・要支援認定非該当の65歳以上の高齢者を対象として、緊急やむを得ない理由等により一時的な保護が必要と判断される者に対し、特別養護老人ホームの空きベッドを利用し、短期入所を行うもの。	高齢者虐待等の理由により、放置すると生命の危険があると考えられる対象者については、柔軟かつ積極的に必要に応じて緊急一時保護を行っていく。	利用人数(延べ利用日数) 平成20年度:2名(延べ14日) 平成21年度:4名(延べ31日) 平成22年度:実績なし

理念:ともに認め合い、話し合い、支え合いながら 暮らすことができるまち 東村山

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(抜粋版)			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況	今後の方針・課題等	備考(その他)
健康刊	例益 表	姑例益				
		日常生活に係る費用等の助成	<p>【長寿記念品事業】 米寿(88歳)及び100歳を迎える方を対象に、長寿記念品を贈呈し、その長寿を祝うとともに敬老の意を表す事業として継続します。</p> <p>【紙おむつ代支給事業】 引き続き事業を継続しつつ、市民ニーズを見ながら助成のあり方の見直しを行います。</p>	<p>平成21年度は、米寿(88歳)を迎える方に対して、東村山市商工会発行の商品券5,000円(BIGドリームスタンプ事業と連携して、市内約300店舗で使用可能)を贈呈した。 平成22年度は、街中の飲食店・デパート等で使用可能な共通商品券5,000円を贈呈した。 100歳を迎える方に対しては、市長の訪問を継続する。</p> <p>本制度は家庭における経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活を支援することを目的とし、平成15年度より開始された。助成金額は年額24,000円を上限とし、1月から12月までに購入した紙おむつ代を助成するもの。 平成20年12月の購入分までは対象を市内に住所を有する65歳以上で要介護4・5の認定を受けている在宅者としていたが、施策の適正化を図るとともに市民要望に沿った形で見直しを行い、平成21年1月の購入分からは要介護3以上で本人非課税の方を対象とすることとした。</p>	<p>既存事業を継続していく。</p> <p>他区市町村の事業実施状況を踏まえ、今後は既存予算枠の範囲内において、現物支給への移行等を検討していく。</p>	<p>【主要指標】 紙おむつ代支給申請者 平成19年度:266人 (在宅の要介護4・5)</p> <p>平成23年度:対象範囲の拡大 (在宅の要介護3まで拡大して支給) 支給決定者数(及び支給総額) 平成19年度:266名 (4,853,351円) 平成22年度:236名 (4,390,019円)</p>
(3)介護保険サービスの質の向上	サービスの質の向上の体制づくり	サービスの質の向上の体制づくり	<p>適正な介護保険給付が行われるように、地域包括支援センターと市が連携して、サービス提供事業者からの相談を受け、体制を整え、指導・助言を行います。</p> <p>高齢者虐待や認知症高齢者等の困難事例について、地域包括支援センターと市が連携して、ケアマネジャー等と一緒に対応にあたり、サービス担当者会議や地域ケア会議を通して指導・助言を行います。</p> <p>事業者連絡会における研修活動やケアマネジャーハンドブックの作成等、サービスの質の向上に対する自主的な取り組みを市と地域包括支援センターが連携して支援します。</p> <p>第三者評価の受審を促進し、現在、受審が義務付けられているサービス以外の介護保険事業者への段階的な受審拡大を目指します。</p> <p>サービス事業者が公表する事業者情報の提供の充実</p>	<p>中部地域包括支援センター(基幹型)の協力を得て、市が開催する地域ケア会議(保健・福祉・医療関係者の連携推進と資質向上を目的としたもの)において、困難事例の事例検討等を行った。 介護保険事業者連絡会(居宅介護支援事業者・訪問介護事業者・通所サービス事業者・訪問看護ステーション連絡会の4連絡会)の事務局を中部地域包括支援センター(基幹型)が担当し、各連絡会の自主的な活動(研修会、事業所紹介リーフレットの作成、広報紙の発行等)を支援することで、市内にある社会資源の連携を促進し、地域ケアネットワークの構築を図った。 平成22年4月に東村山市居宅介護支援事業者連絡会を中心として「東村山市ケアマネジャーハンドブック(平成22年・23年度版)」を発行した。</p> <p>認知症対応型共同生活介護事業所への受審費補助に加え、小規模多機能型居宅介護事業所への受審費補助を開始した。(平成21年度より)</p> <p>地域密着型サービスの受審結果について、高齢介護課窓口及び地域包括支援センター窓口で閲覧が可能な体制を整えている。また、その他の介護事業者の受審結果については、「とうきょう福祉ナビゲーション」を通じて確認ができる旨を周知している。</p>	<p>従来の取り組みを継続していく。 平成22年度より本格的に取り組み始めた介護保険事業所に対する市単独の実地指導及び東京都による実地指導への同行検査等を継続実施していくことにより、サービスの質の向上及び介護給付の適正化を推進する。 国の「第2期(平成23年度～平成26年度)介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、適正化主要5事業(要介護認定の適正化(認定調査状況チェック) ケアプランの点検 住宅改修等の点検 縦覧点検・医療情報との突合 介護給付費通知)を推進していく。</p> <p>現在、受審が義務付けられている地域密着型サービス以外の介護事業者への受審勧奨を行っていく。</p> <p>取り組みを継続していく。</p>	<p>地域ケア会議開催実績 平成20年度:10回 平成21年度:9回 平成22年度:6回</p>

理念:ともに認め合い、話し合い、支え合いながら 暮らすことができるまち 東村山

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(抜粋版)			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況	今後の方針・課題等	備考(その他)
健塚刊	例益 表	姑例益				
		要介護等認定体制の充実	要介護認定の適正化を図るため、介護認定調査は、市所属の調査員による直営体制を継続します。	市所属の調査員による直営体制を継続している。	今後も直営の要介護認定調査体制を継続し、適正化に努めていく。	
			介護認定審査会委員と介護認定調査員の研修を充実し、要介護等認定の精度向上や効率化に努めます。	平成21年度より適用された要介護認定については、職員・嘱託職員と新人の介護認定調査員・介護認定審査会委員は東京都の研修を受講する等の対応を行った。 要介護認定の見直しに伴う経過措置の実施にあたっては、更新勧奨通知の中で経過措置についてお知らせする等、利用者に新要介護認定の説明をしながら、経過措置の希望を確認することで市民に混乱を来さないように努めた。 平成21年10月より認定調査の方法が再度修正されたが、その修正内容については国の研修が行われ、当市でも直営の介護認定調査員に2回、市内の居宅及び施設の介護支援専門員に1回、伝達研修を実施した。		
			非該当者の訪問を継続するとともに、予防給付に関わる要支援認定を受けた方に関しても、地域包括支援センターと高齢介護課で訪問し、介護予防ケアプランへとつなげていきます。	地域包括支援センターとの連携により、非該当者への訪問を継続している。	取り組みを継続していく。	
		医療との連携の推進	質の高い介護保険サービスの提供には、医療との連携が不可欠であり、サービス担当者会議や地域ケア会議等を通して、主治医とケアマネジャーや地域包括支援センターの相談員との連携を強化します。	中部地域包括支援センター(基幹型)の協力を得て、市において地域ケア会議(保健・福祉・医療関係者の連携推進と資質向上を目的としたもの)を開催している。	取り組みを継続していく。	地域ケア会議開催実績 平成20年度:10回 平成21年度:9回 平成22年度:6回
			今後も引き続き三師会と連携し、かかりつけ(医・歯科医・薬局)の普及・定着を促進します。	(所管:健康課) 健康で安心して暮らすことができるよう、身近な地域に健康状態や病気の相談ができる「かかりつけ医・歯科医・薬局」の普及促進を図る。	市総合計画における基本目標に基づき、「かかりつけ医・歯科医・薬局」を持つ市民の割合の増加を目指し、普及推進を図るため、取り組みを継続していく。	
			歯科医師会と連携して実施している歯科医療連携推進事業を今後も継続します。	(所管:健康課) 障害者・在宅要介護者・ウイルス性疾患感染者等、自身では「かかりつけ歯科医」を探すことが困難な方が身近な地域で適切に歯科医療が受けられ、必要に応じて専門的な歯科医療を円滑に受けることができるサービスの提供体制づくりを目指す事業として実施している。	取り組みを継続していく。	

理念:ともに認め合い、話し合い、支え合いながら 暮らすことができるまち 東村山

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(抜粋版)			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況	今後の方針・課題等	備考(その他)	
健塚刊	例益 表	姑例益					
5 福祉へのまちづくりの協働体制	(1)地域のネットワークづくり	日常生活圏域の設定	高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと生活ができるよう、高齢者の状況や地域の特性を考慮しながら第3期計画において設定した5圏域の日常生活圏域を第4期(平成21年度～23年度)においても継続し、引き続き、日常生活圏域毎に高齢者の見守りと自立支援のネットワークを構築します。		第3期計画において決定した5つの日常生活圏域(東部・西部・南部・北部・中部)の設定を第4期に引き続き、第5期(平成24年度～26年度)においても継続していく。また、今後は地域おける見守りネットワークのさらなる拡充のために、人員体制の強化を含めた運営体制の支援を継続して検討していく。	【主要指標】 日常生活圏域の設定 平成19年度: 5圏域 平成23年度: 5圏域を継続	
		地域包括支援センターの設置	地域ケア会議や個別のケース対応等の積み重ねにより、地域の保健福祉関係者や保健福祉サービス機関・医療機関等との連携強化が図られつつある地域包括支援センターを、引き続き高齢者の見守りと自立支援のネットワークの核とします。			【主要指標】 地域包括支援センター 設置数 平成19年度:5か所 平成23年度:5か所体制を継続	
	(2)防災体制の整備	災害時要援護者対策の推進	災害時に高齢者の人的被害を最小化するべく、医療・介護等の専門的な対応を必要とする要援護者対策としてのネットワークづくりを推進します。	「災害時要援護者支援対策検討会議」(所管:防災安全課)において「要援護者全体計画」の策定に向けた検討を平成21年度より継続して行っている。これを受け、健康福祉部においても「要援護者対策担当者会議」(所管:地域福祉推進課)を平成23年度より発足させ、実務的な検討を行っている。 民生委員・児童委員の「災害時一人も見逃さない運動の実践」において、災害時支えあいマップづくり・要援護者台帳づくりなどを進めている。		要援護者台帳管理システムの導入、運用開始に向けて、要援護者の範囲等を始めとした具体的な検討を進めていく。	
			地域における防災・防犯の普及啓発活動を推進し、防災訓練の充実を図ります。	【住宅用火災警報器給付】 高齢者を始めとする火災による被害を抑制するため、市として「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等を活用し、65歳以上の高齢者等が居住する住宅等への住宅用火災警報器の設置を促進した。		平成21年度にて事業終了。	
				【家具転倒防止器具給付】(所管:防災安全課) 市民に対して家具転倒防止器具を給付し、取り付けることにより、住居内における家具転倒から市民の生命・身体を保護し、震災対策の促進に寄与している。		平成21年度～23年度の3か年事業。	
			要援護者の状況や地域配備等を考慮しながら、関係医療機関・施設の協力を得て、二次避難所の指定に努めます。	(所管:防災安全課) 平成22年度～23年度にかけて「東村山市防災会議」及び「東村山市地域防災計画策定委員会」等において地域防災計画の改訂作業を行っている。		地域防災計画の改訂の中で、所管課である防災安全課を中心に検討を進めていく。	
(3)計画の推進体制の確立	計画推進体制の整備	高齢者在宅計画推進部会と介護保険運営協議会等、計画の策定から進捗管理まで市民参加で計画を推進していく体制を整備します。	平成22年度 地域福祉計画市民意向調査の実施 平成23年度 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定作業 両計画の一体性の確保、また、より多くの市民委員等の参加による策定体制を構築するという観点から、高齢者在宅計画推進部会と介護保険運営協議会が連携し、総勢26名の合同会議による計画策定体制を整備した。 介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営協議会のそれぞれにおいて、重要事項を審議する際にその審議結果をより重視していくため、必要に応じて市長からの諮問に応じ答申を行う体制とするため、規則改正を行った。(平成23年4月より)		次期の事業計画策定に向けて、合同会議による計画策定体制の有用性の検証を行う。		
		法の規定に基づき、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画との一体性の観点等から、高齢者在宅計画推進部会と介護保険運営協議会の連携のあり方について検討します。					